

【養育費算定表の一部 / 単位：円】

[離婚などの場合の養育費の計算式（計算方法）](#) >

弁護士河原崎弘

離婚後、（通常）父親が、子供を育てている母親に対して支払う子供の生活費（養育費）です。

**権利者の収入**

	0	50万	100万	150万	200万	250万	300万	350万	400万
義務者の 年収	400万	4～6万		2～4万					
	500万	4～6万				2～4万			
	600万	6～8万		4～6万				2～4万	
	700万	6～8万			4～6万				

家庭裁判所月報 55-7-184 より 収入は税込み 給与所得の場合

弁護士河原崎弘

（表の見方）

子供1人（0歳から14才まで）、義務者（通常、父親）の年収が600万円の場合、養育費（[養育費計算機](#)も参照してください。養育費の計算方法は、[養育費の計算式](#)参照）は以下のとおり。

- 権利者（通常、母親）の年収が0～約63万円の場合 **養育費は月額6万～8万円**
- 権利者の年収が約63万円～約388万円の場合 **養育費は月額4万～6万円**
- 権利者の年収が約388万円以上の場合 **養育費は月額2万～4万円**

登録 2008.12.23